

八代海沿岸海岸保全基本計画



令和8年 3月変更

鹿 児 島 県
熊 本 県

■はじめに（令和8年3月の計画改定について）

気候変動については、昭和54年の第一回世界気候会議で懸念が表明されたことにはじまり、昭和63年に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の設立、平成9年の気候変動枠組条約第3回会議（COP3）での温室効果ガス排出削減の取り組みを定めた京都議定書採択、平成27年の第21回会議（COP21）での地球の平均気温上昇を産業革命以前から2℃上昇内に抑えることを目的としたパリ協定採択等、世界的な取り組みが進められています。

これらを背景として令和元年10月より国土交通省と農林水産省の共同で「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討会」が開催され、気候変動適応策を具体化するために、海面上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響を考慮した海岸保全のあり方が議論され、令和2年7月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言が公表されました。

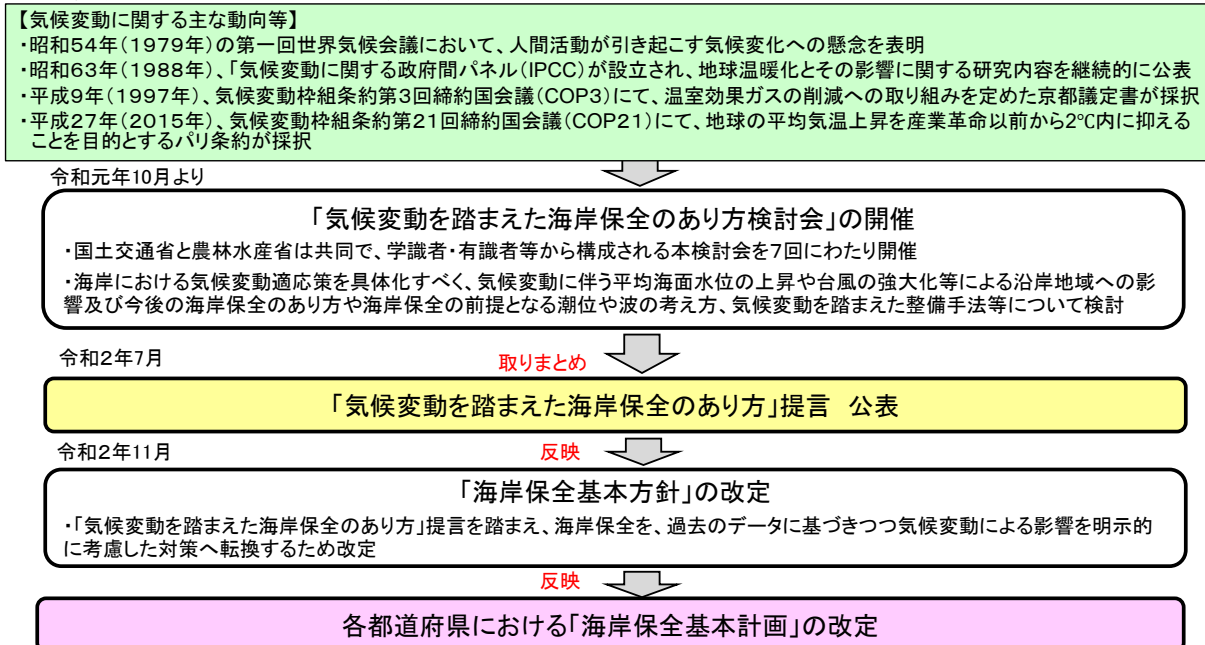
この提言を受け、令和2年11月、国が「海岸保全基本方針」を改定し、各都道府県において気候変動を踏まえた「海岸保全基本計画」の見直しが進められています。

鹿児島県・熊本県においてもこの度、気候変動を踏まえた防護水準の見直しを実施し、将来の気候変動に備えた「海岸保全基本計画」の改定を行うこととしました。

また、今回の改定は現時点での最新の知見に基づくものであり、今後の状況の変化や新たな知見が提示された場合、適宜計画を見直すものです。

なお、「八代海沿岸海岸保全基本計画」は、八代海沿岸が鹿児島県、熊本県に跨ることから2県合同で策定したものです。本資料については、各県で作成したものを合冊しています。

■気候変動に関する海岸保全基本計画改定の流れ



目 次

第一章 海岸の保全に関する基本的な事項	1
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1
(1) 沿岸の自然的特性及び社会的特性	1
(2) 沿岸の長期的なあり方	10
2. 海岸の防護に関する事項	13
(1) 防護の目標	13
(2) 防護に関する施策	18
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	21
(1) 海岸環境の整備及び保全のための施策	21
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	23
(1) 公衆の適正な利用を促進するための施策	23
第二章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	25
1. 海岸保全施設を整備しようとする区域	25
2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	25
(1) 海岸保全施設の種類	25
(2) 海岸保全施設の規模	25
(3) 海岸保全施設の配置	25
3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	25
4. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	25
第三章 海岸保全に関するその他の重要事項	27
1. 関連計画との整合性の確保	27
2. 関係行政機関との連携調整	27
3. 地域住民の参画と情報公開	27
4. 計画の見直し	27

第一章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

(1) 沿岸の自然的特性及び社会的特性

1) 沿岸の概況

八代海は、九州本土と天草諸島に囲まれた閉鎖性の強い海域であり、八代海沿岸は長島の大崎から天草下島の小松崎まで、総延長約749km(鹿児島県約197km、熊本県約552km)にわたり、リアス式沈降海岸や多島海、干拓堤防などで形成されている。海岸延長のうち、約52%の約392km(鹿児島県約71km、熊本県約321km)が防災上の対策が特に必要な海岸として、海岸保全区域に指定している。

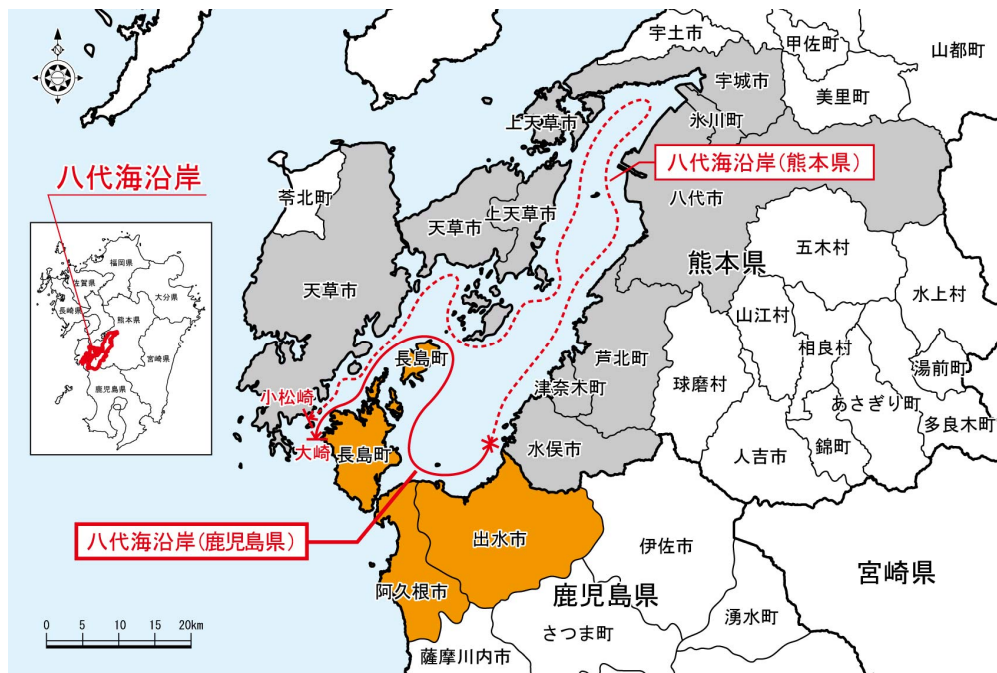
海岸線を有する市町は、鹿児島県3市町、熊本県8市町であり、その人口は鹿児島県約8万人、熊本県約32万人である。(令和8年3月現在)

沿岸域は、干拓地を除いた多くの区域が雲仙天草国立公園をはじめとする自然公園に指定されており、多島海や断崖など優れた景観を有している。

また、湾奥部に発達する広大な干潟にはムツゴロウやハクセンシオマネキなどの海洋生物が生息し、また、国の特別天然記念物に指定されているツルの飛来地や八代海南部には藻場が分布しているなど、豊かな自然に恵まれている。

同時に、海上輸送や沿岸漁業を通して地域の生活や経済に深いつながりを持ち、海水浴といった海洋性レクリエーションなどによる海とのふれあいの場でもある。

また一方では、台風の常襲地帯であることから過去において幾度となく被害を受け、高潮対策として堤防・護岸の整備や改良がなされてきたが、八代海の湾奥部一帯では、平成11年9月の台風18号で多大な被害を受けている。



八代海沿岸区分と海岸線を有する関係市町

2) 自然的特性

○気象・海象

気候は温暖多雨であり、降水は梅雨時期と台風時期に多く、年間降水量は約1,800～3,000mmである。また、風況は、夏季に南西方向、冬期に北から西方向の頻度が高くなっている。

海象として、閉鎖性海域であるため、通常波浪は穏やかであるが、台風時には、吹き寄せ効果などにより海面上昇が大きくなる場合がある。また、湾奥部で潮位差は約3.4mと日本有数で、潮流は八代海を南北方向の流れが卓越するが、その恒流は複雑である。

○海岸地形・景観

天草・長島・獅子島の群島及び芦北・天草地域の海岸線などは、リアス式海岸や多島海で形成され、雲仙天草国立公園や芦北海岸県立自然公園、三角大矢野海辺県立自然公園に指定されており、内海に島々が点在する多島海景観と豪快な断崖が連なる箇所があるなど優れた景勝地である。

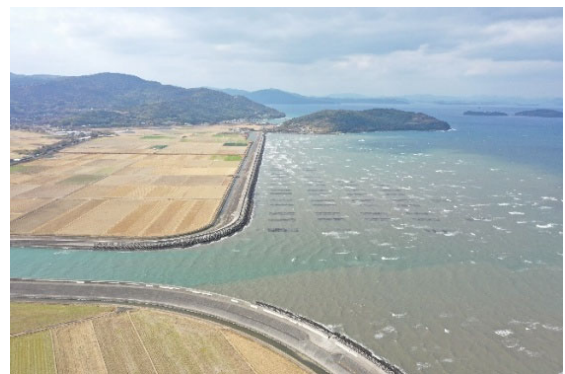
また、八代平野及び出水平野は干拓堤防・護岸により直線的な海岸線となっており、八代平野の海岸線には広大な干潟が広がっている。

海底地形は、湾奥部や出水干拓付近などにおいて水深20m以浅の遠浅な地形であり、長島海峡から内湾に続く海域では水深50m以深の急峻な地形である。

湾奥部では、夏の夜半に微風が吹いた際、水平線の海上に光が点滅する「不知火」の現象が見られ、この「不知火」については、古来から様々な文献に登場するほか、現在でも多くの研究書が執筆されており、詩歌の題材としても有名で文化的価値も高い。



多島海景観(長島町)



出水干拓付近の海岸線(出水市)



芦北海岸県立自然公園



不知火(宇城市)

○流入河川

日本三大急流の一つと言われる一級河川の球磨川(流域面積1,880km²、延長552km、支流川数81)をはじめ、二級河川の氷川、佐敷川、水俣川、米之津川、高尾野川などの16河川が八代海に流入している。

○動植物

[動物]

国際希少野生動物及び国の特別天然記念物に指定されているツルを始めとした鳥類などが出水平野において確認されている。出水市のツルの越冬地はラムサール条約湿地として登録されている。

外洋の影響を受ける一部の岩礁域では、ミドリイシ属のテーブル状サンゴを含む造礁性サンゴ群集が局所的に確認されている。

また、湾奥部の干潟や球磨川河口などにおいては、「レッドデータブックくまもと2019」で絶滅危惧Ⅱ類のムツゴロウ、ハクセンシオマネキなどの海洋生物の生息域であると同時に、渡り鳥の餌場であり、絶滅危惧ⅠA類に分類されるヘラシギなどのシギ・チドリ類や、絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、準絶滅危惧のツクシガモを始めとした鳥類が飛来する。また、貝類などの底生生物については、絶滅危惧ⅠA類のアゲマキや、絶滅危惧Ⅱ類のミドリシャミセンガイなどが確認されている。



ツルの飛来
(写真協力：出水市)



ムツゴロウ



ハクセンシオマネキ



野鳥の群れ(球磨川河口)



テーブル珊瑚(長島町)

[植 物]

岩礁地帯である島嶼部と出水市北部などのガラモ場ではヒジキやホンダワラ等の海藻が繁茂しており、また、砂質底である八代市周辺にはアマモ場がある。東町葛輪を始めとした島嶼部で見られるヒトエグサ群落は、薄緑色の帯状に生育し、景観的にも優れている。

海浜植物としては水俣市のハマナツメ自生地、御所浦町のハマサジ群落が確認されている。



アマモ



ハマナツメ



水際線に生育する緑藻

3) 社会的特性

○背後地域の概況

八代海沿岸に面する市町は11市町(7市4町)であり、その人口は約39万人である。(令和8年3月現在)

広大な農地に支えられる農業、静穏域を活用した養殖を始めとした漁業、芦北・水俣や

天草地域などにおける観光業、八代水俣周辺の工業と様々な産業が見られる地域である。

海岸線背後の土地利用は、森林と干拓により造成された農地が大半であるが、港の背後には市街地、集落が見られる。

主な交通体系は、九州本土側の九州新幹線と肥薩おれんじ鉄道、国道3号、長島の国道389号、宇土半島から天草における国道266号、324号、また、海上交通としてフェリー・旅客船等があり、地域において重要な交通機関となっている。また、南九州西回り自動車道も部分開通し、島原・天草・長島架橋構想を含めた九州西岸軸構想が計画されている。

○海岸と人との関わり

[歴史・文化]

縄文時代の貝塚や海岸付近に見られる指定文化財の古墳などは古くから海岸線に生活圏があったことを示している。また、江戸時代から本格化した八代干拓や出水干拓は年代とともに海岸線を前進させ、地域生活に潤いを与えてきた。

国の重要文化財に指定された郡築樋門をはじめ、干拓に関連する遺跡も近年文化財として認識されるようになり、調査保護が進められている。

長島の蔵之元には、昔、外国船をつないだとされる「唐人石」と呼ばれる大石がある。南北朝時代以降に天草地方では中国や琉球・朝鮮と通商を行っており、蔵之元も貿易中継地の一つであったと考えられている。

明治初期に近代的な港として建設された三角西港も歴史的に価値が高く、国の重要文化財として保護・整備活用が図られており、さらに平成27年7月に世界文化遺産に登録された。

万葉集に歌が収められている野坂の浦は景勝地として知られ、付近にあるうたせ船の発着場からの行き帰りの船上から万葉歌碑を見ることができる。



旧郡築新地甲号樋門(八代市)



唐人石(長島町)



三角西港の石積埠頭(宇城市)



野坂の浦の万葉歌碑(芦北町)

[観光・レジャー活動]

ポケットビーチを利用した海水浴、干潟での潮干狩り、大矢野周辺に多く位置するマリナー・釣り場、うたせ船やケタ打瀬船などの観光漁業、長島や松島での海中観察、湯の児のフィッシングパークなど、様々な海洋性レクリエーションが行われている。また、花火大会や祭りなど海岸を利用したイベントや臨海学校などの学習の場としての利用も行われている。



湯の児海岸 (水俣市)



海水浴場のにぎわい (長島町)



サーフィン (芦北町)



ビーチバレー (芦北町)



海中観察 (長島海中公園)



棚底諏訪宮秋の大祭 (倉岳町)

[産業活動]

八代海沿岸には66漁港（熊本県54港、鹿児島県12港）があり、八代海北部ではアサリなどの採貝、クルマエビ、カニ類などを対象とする流し網や手繰り網が主に行われており、南部ではタチウオ、マダイ、イワシ、チリメンなどを対象とする一本釣りもしくは定置網、

阿智網、巻き網、機船船曳網などが行われている。また、湾奥部や出水地先や長島周辺におけるアオサ、長島周辺、天草諸島周辺におけるブリ・マダイ・トラフグ・クルマエビ・真珠などの海面養殖業も盛んに行われている。

沿岸に位置する港湾は、重要港湾である八代港と三角港を含めた19港湾（熊本県11港、鹿児島県8港^{注1)}）があり、地域の発展に貢献するとともに、地域の生活を支えている。



養殖アオサの収穫



養殖ブリの水揚げ

[海岸環境保全などへの取り組み]

海岸愛護月間(7月)を設けて重点的に海岸愛護意識の高揚、啓発及び美化運動を進めており、清掃活動などを実施している。

また、八代海沿岸に現存する干潟を含む浅海には、多種多様な底生生物が生息しており、球磨川河口において、干潮時にはシギ・チドリ類などの渡り鳥が餌場と休息を求めて飛来するため、干潟観察会や野鳥観察会など自然生態系と直接触れ合うことができる環境学習の場として活用されている。



海岸愛護の看板(長島町)



ボランティアによる清掃活動



野鳥観察会(球磨川河口)

注1) 長島港については、薩摩沿岸にも含まれる。

4) 海岸災害と海岸保全の現況

○海岸災害の特徴

八代海は閉鎖性海域であり、外洋からの進入波の影響を受けにくいと、通常は静穏域である。しかし、台風の常襲地帯であり、湾口が南向きであることと遠浅な海底地形であることから、吹き寄せ効果による海面上昇が大きくなり、高潮の被害を受けやすい地域である。

平成9年の台風第19号や平成11年の台風第18号により越波や溢水の被害を受けている。特に平成11年9月の台風第18号では、八代海の西側を台風が北上したことに加え、満潮(大潮)に向かい潮位が上昇している時間帯であったこともあり、宇城市不知火町松合地区で多くの犠牲者を出す結果となった。

海岸侵食は、局所的な侵食が見られるが、大規模もしくは広域に渡る被害は見られない。

熊本地方気象台が昭和6年に三角検潮所を設置し、観測を開始したが、これまでに津波は観測されていない。また、津波についての記録も、熊本県において、文献に記録されている眉山の崩壊による津波以外に3件しかなく、鹿児島県でも奈良時代に記録があるものの、それ以降は被害の確認はされていないなど、高潮や高波の記録と比較すると極めて少ない状況である。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、地震・津波による被害想定の見直しが実施されており、今後津波による被害についても考慮しておく必要がある。

地震については、平成28年4月14日に熊本県熊本地方においてマグニチュード6.5の地震が発生し、震度7を観測している。また16日にはマグニチュード7.3の地震が発生している。

球磨川などの河川の河口部などでは土砂堆積に伴い干潟が発達しており、樋門の排水不良による背後地の湛水被害が懸念されている。



浸水による被害(宇城市不知火町)



越波による被害(上天草市龍ヶ岳町)



越波による被害 1 (出水市)



越波による被害 2 (出水市)

○海岸整備の経緯

八代海沿岸においては、高潮対策事業、侵食対策事業及び海岸環境整備事業などを実施してきた。海岸保全施設の整備は、直立護岸や消波工などの線的防護方式が大部分であるが、親水性を考慮した面的防護方式により緩傾斜護岸や離岸堤などを整備した海岸もある。

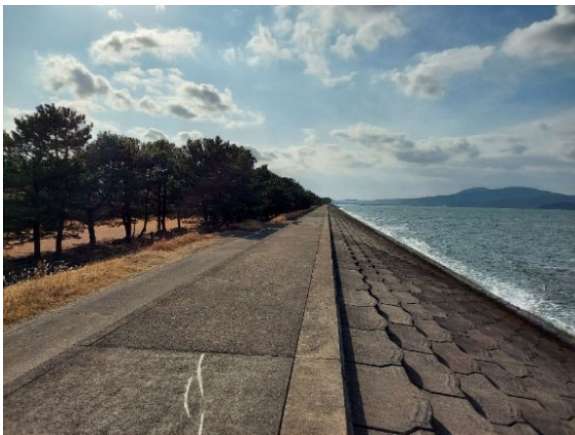
一部の海岸保全施設では、老朽化や沈下及び土砂堆積などによる樋門の閉塞などが生じている。



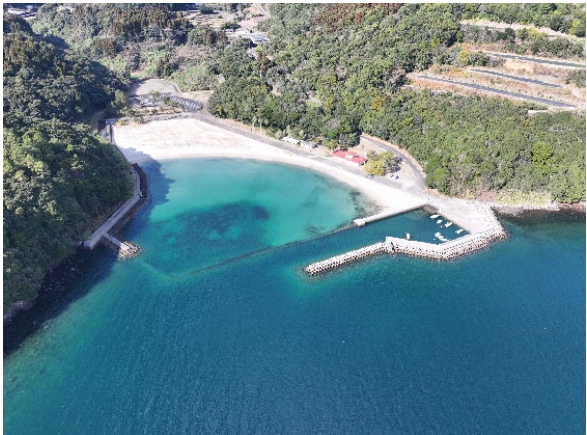
親水性護岸(天草市)



御立岬海岸(芦北町)



緩傾斜護岸と松林(出水市出水海岸)



海岸環境整備事業(長島町海岸松ヶ平地区)



突堤、養浜(天草市中形浦海岸)



堤防(消波工)(八代市金剛海岸)

(2) 沿岸の長期的なあり方

1) 長期的な課題

○海岸の防護に関する課題

常時は比較的静穏域である八代海沿岸においても、八代海は台風の常襲進路に位置し、八代海湾奥部においては、平成11年9月の台風第18号により大きな高潮被害が発生しており、今後も高潮や高波による越波や浸水の被害が懸念され、海岸保全施設の天端嵩上げなどの防護機能の向上・維持を図る必要がある。

また、施設整備による防災対策には限界があるため、地震・津波による被害も考慮して、避難に向けた迅速かつ正確な防災情報の収集・伝達など、総合的な防災・減災対策が必要である。

○海岸環境の整備及び保全に関する課題

雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園、芦北海岸県立自然公園の指定区域に代表されるリアス式海岸や多島海などの良好な景観が多数見られ、歴史的文化財も沿岸域において指定されていること、また、湾奥部の広大な干潟、各地の藻場、貴重な動物・植物が存在し、このような自然や歴史的文化財に配慮する必要がある。

また、閉鎖性海域である八代海において、水質などの海域の環境悪化により主要な産業である漁業への影響が懸念され、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づく県計画とも整合を図る必要がある。

加えて、海岸へのゴミの不法投棄などに対する対応が必要である。

○海岸における公衆の適正な利用に関する課題

養殖業を始めとした水産業が盛んである一方、芦北・水俣地域、天草地域を始めとして、海水浴、釣り、ダイビング、水上スキーなどのレジャー・スポーツが盛んであるなど、多様なニーズが求められる沿岸域は、港湾・漁港施設、レクリエーション施設が存在し、海岸利用への配慮と適正化を充実させる必要がある。

また、水際へのアクセスが十分でない海岸が存在する中で、高齢者や次世代を担う子供を含めた地域住民及び海岸利用者に対して、身近な海岸とふれあう機会を提供することも今後の課題である。

あわせて、快適な海岸利用の促進を図るための情報提供など、ハード・ソフト両面からの対応が必要である。

2) 保全に対する基本方針

海岸は海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承するため、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的な海岸保全を推進する。ま

た、海岸は地域の個性と文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

○海岸の防護に関する基本方針

高潮や波浪などによる災害から背後地の人命や財産を防護することに加え、地震・津波災害も考慮して、海岸保全施設や自然の防護機能を含めた、防護機能の維持・向上を行う。また、海岸における減災に向けたソフト防災対策を進める。

○海岸環境の整備及び保全に関する基本方針

良好な自然環境と共生するために、多様な生物の生息・生育域である干潟・藻場など、そして自然公園に代表される海岸景観など、自然環境の保全に十分に配慮する。

○海岸における公衆の適正な利用に関する基本方針

漁業活動をはじめとする海岸利用における多様なニーズに対し、多くの利用者が快適かつ便利、もしくは有効に利用できる海岸づくりに努める。また、親しまれる身近な空間として、地域と連携した海岸管理に努める。

3) ゾーニング

八代海沿岸海岸保全基本計画の策定にあたり地域特性を反映するため、下記のとおりゾーニングを行う。

- ・鹿児島県長島町大崎地先から鹿児島県出水市境町地先の「鹿児島沿岸」
- ・熊本県水俣市袋地先から熊本県天草市久玉町小松崎地先の「熊本沿岸」

○「鹿児島沿岸」

沿岸域は、雲仙天草国立公園に見られる多島海や断崖など、優れた景観を有している。国の特別天然記念物に指定されているツルの飛来地があり、藻場が広域に分布するなど、豊かな自然に恵まれている。

同時に、海上輸送や沿岸漁業を通して地域の生活や経済に深いつながりを持ち、海水浴などの海洋性レクリエーションによる海とのふれあいの場でもある。

その一方で、台風の常襲地帯であることから過去において幾度となく被害を受け、高潮対策として堤防・護岸の整備や改良がなされてきている。

○「熊本沿岸」

沿岸域は、干拓地を除いたほとんどの区域が雲仙天草国立公園をはじめとする自然公園に指定されており、多島海や断崖など優れた景観を有している。また、湾奥部に発達する広大な干潟にはムツゴロウやハクセンシオマネキなどの海洋生物が生息し、また、八代海南部には藻場が分布しているなど豊かな自然に恵まれている。

同時に、海上輸送や沿岸漁業を通して地域の生活や経済に深いつながりを持ち、海水浴といった海洋性レクリエーションなどによる海とのふれあいの場ともなっている。

また一方では、台風の常襲地帯であることから過去において幾度となく被害を受け、高

潮対策として堤防・護岸の整備や改良がされてきたが、平成11年9月の台風第18号では多大な被害を受けている。

2. 海岸の防護に関する事項

八代海沿岸の防護に関する「目標」と「施策」を以下に示す。

なお、沿岸域の地域特性を反映するために、「鹿児島沿岸」、「熊本沿岸」のゾーニングごとに施策を策定する。

(1) 防護の目標

「高潮」、「津波」、「侵食」に対する防護目標を以下のとおり設定する。

○高潮に対する防護

1) 将来の気温上昇

気候変動の影響は世界的に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されている。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、RCP^{*}シナリオとして、21世紀末頃には産業革命以前と比べて2℃～4℃程度の気温上昇が予測されている。

このような状況のもと、国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）では、パリ協定の目標である2℃上昇を前提として、海岸保全施設の整備推進等が示された。

本計画においても、この提言に準じ2℃上昇を前提として防護水準を定めることとする。

※RCPシナリオとは、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたシナリオのことを示す。

2) 気候変動を踏まえた防護水準の設定

現行に対し以下に示す更新を反映した防護水準を設定する。

■基準水位（朔望平均満潮位）

現在の潮位観測所での統計値に、2℃上昇に2100年時点で予想される海面上昇量を反映し設定する。

■潮位偏差・計画高潮位

2℃上昇時に想定される気圧低下を考慮した想定台風による推算偏差を使用するものとし、朔望平均満潮位にこれを加え計画高潮位として設定する。

■波浪

現在での沖波に、2℃上昇時に想定される台風や波浪の増大を反映して見直した値を設定する。

○津波に対する防護

津波については、八代海沿岸での被害はほとんどなく、また、比較的発生頻度の高い津波（L1津波）による津波水位が高潮による整備目標を下回る。したがって、これまで通り高潮対策としての施設整備を継続していくことで、発生頻度が比較的高い津波対策も兼ねることとなる。ただし、最大クラスの津波（L2津波）に対しては、被害の最小化を目指し、適切な避難方法、迅速な情報伝達等のソフト対策を含めて検討しておく。

○侵食に対する防護

侵食による被害の防護については、現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合や、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、必要に応じて汀線の回復を図ることを目標とする。

(2) 防護に関する施策

1) 鹿児島県

○海岸保全施設の防護機能の維持・向上による安全性の確保

高潮や越波、地震・津波、局部的に見られる侵食に対し、海岸保全施設の整備や補修を行い、防護機能の維持・向上に努める。必要に応じて、天端嵩上げや面的防護方式等の効果的な保全手法により、安全性を確保していく。

○自然の防護機能を活用した海岸保全手法の採用

浜には、波浪の低減機能や陸域への波の侵入防止機能があり、海岸林や海浜植生には、波浪低減機能、飛砂防止、防風、飛沫防止等の効果がある。これらの自然の防護機能を活用した海岸保全手法の採用に努める。

○海岸保全施設の維持管理体制の充実

海岸保全施設の日常的な点検や維持管理等を継続的に行い、異状箇所の早期発見に努め、適切な補修・改修等の対応を図れるよう、関係機関と連携した維持管理体制の充実に努める。維持管理にあたっては、予防保全の考え方や長寿命化を取り入れていく。

○地域と連携した警戒避難体制の充実

海岸保全施設の整備に加え、災害時における地域住民への情報伝達・避難等のいわゆるソフト防災の体制を充実させるため、地域の連携促進を図るとともに、防災意識の向上や高齢者等の災害弱者に配慮した防災体制づくりに努めていく。さらに、適切な避難のための迅速な情報伝達等の対策、地域と協力した防災体制の整備や避難経路・避難地の確保、土地利用の調整等のソフト面も合わせた総合的な対策の充実に努める。

2) 熊本県

○海岸保全施設整備の推進

沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づき、必要な施設を、背後地の重要性、緊急性などを勘案しつつ計画的に整備する。

整備に当たっては、沿岸に位置する砂浜、岩礁、海岸林などが有する自然の防護機能の活用や、防護・環境・利用の調和が取れた新たな手法の採用などに努めるとともに、自然環境や良好な景観へできる限り影響が少なくなるよう配慮する。

また、事業の策定・実施段階を通じて、地域住民等との意思共有を図ることで、幅広い力を結集させ、熊本県の未来を共に創っていくことで魅力ある海岸づくりに努めていく。

○「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実

海岸における潮位などの防災情報を関係市町に伝達するとともに、防災関係、ライフライン、報道の各機関や地域住民などと共有し、防災活動に活用するために、「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実を図る。

○高潮ハザードマップ作成支援

沿岸市町による高潮ハザードマップの作成を支援するために、高潮が発生する可能性の高い地域や高潮による浸水範囲を把握するために必要な情報及び、より効果的なマップとするための住民参加などの策定手法についての情報を関係市町に提供する。

○「高潮に関するホームページ」の機能充実

高潮に関する日常的な啓発・広報、災害・防災情報などの情報拠点とするために、「高潮防災に関するホームページ」の機能充実を図る。併せて、海岸の環境保全や利用についての情報も発信する。

○関係機関による各種イベント等の開催

高潮に対する防災・減災に対して関心を持ってもらうために、関係機関と連携を図りながら、最新情報や体験の場を提供する各種イベントなどを開催する。

○防災関係機関対象の防災講習会実施

高潮災害に対し適切な対応を行うための知識や技術の取得に向けた講習会を開催する。

○高潮防災訓練等の実施

防災関係機関や地域住民の防災意識や技術を持続するために、高潮防災訓練などを実施する。

○自主防災組織の活性化支援

地域住民の自主防災組織の組織率の向上と組織の活性化に向け、市町村・県民を対象としたパンフレット、ビデオ、手引きの作成、自主防災組織活性化セミナーの開催などにより支援を図る。

○地域防災計画の充実

沿岸市町の防災活動の指針である「地域防災計画」に対し、高潮対策を盛り込む市町の増加や内容の充実を図られるよう情報提供を行う。

○海岸保全施設の機能維持

海岸保全施設について、関係機関や地域住民と連携・協力を図りながら適切な管理を行う。また、必要に応じて施設の点検を行い、老朽化した海岸施設や閉塞樋門の機能回復を図るために維持補修や改修を行う。その場合においても、防護・環境・利用の調和が取れた新たな手法の採用などに努める。

○諸機関との連携と「流域治水」

よりよい海岸づくりを行っていくために、行政機関、地域住民、学識経験などの連携を図るとともに、防護・環境・利用の施策間の連携により効果的な施策の展開に努める。

その際、海岸管理者だけでなく他管理者や住民等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる、「流域治水」の観点での取り組みにも努める。

事例：「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実 (H16. 6. 14一部運用開始)

熊本県 統合型防災情報システム

【熊本市】 注意報発表中

メニュー

現在の状況

統計情報

基準値以上 表示 市町村検索(全角入力) 検索

アクセス数

今日のアクセス数	73	累計アクセス数	4882977
昨日のアクセス数	128		

このサイトはInternet Explorer5.0以上、またはNetscape Navigator6.0以上での表示を推奨します。

◇【注意事項】◇
当サイトは、無人観測所から送られてくるデータを観測後直ちにお知らせする目的で作られています。そのため、観測機器の故障や通信異常等による異常値がそのまま表示されしまう可能性があります。予めご了承くださいませよう、お願い致します。

◇【利用している地図について】◇
当サイトで利用している地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものです。(承認番号 平22業覆 第346号)

お知らせ

【一部データの非表示について】
○以下の時間帯において、一部観測局のデータを確認できません。
・平成27年11月21日(土)午前7時から午後10時

【お知らせ】
・国土交通省所管の河川水位・雨量観測情報を一時公開停止しています。
※「国土交通省 川の防災情報」で情報を入手可能です。

【阿蘇山火山情報関係】
降灰に関する情報は [こちら](#)
阿蘇山火口規制に関する情報は [こちら](#)

【機器故障等のため配信停止中】

◇ 問い合わせ先 ◇
熊本県 危機管理防災課、河川課
096-333-2118・096-333-2511
FAX 096-383-1503・096-382-3277
メールアドレス:kikibosa@pref.kumamoto.lg.jp

携帯の方は[こちら](#)

◇ リンクについて ◇

※このシステムでは、潮位、風向、風速の他にも、気象、雨量、河川水位、土砂災害危険度情報、ダム情報などの防災情報をインターネットで一元的に発信している。うち、気象、潮位、河川水位、土砂災害危険度情報については、メールなどで市町村へ送信する。

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

(1) 海岸環境の整備及び保全のための施策

沿岸域の地域特性を十分に反映するために、「鹿児島沿岸」、「熊本沿岸」のゾーニングごとの施策とする。

1) 鹿児島県

○多様な生物の生息・生育環境の保全

貴重な生物が生息し、漁業の場としての活動の場である干潟や藻場等は、生物の良好な生育・生息環境であると同時に水質改善機能も期待でき、これらの海岸の豊かな自然を適正に保全する。

また、八代海は閉鎖性の強い海域であることから、水質・赤潮については十分に考慮し、必要に応じて、施設整備による滞留の影響を考慮する。

○優れた海岸景観の保全

国立公園に指定されているリアス式海岸や多島海に代表される風光明媚な自然景観を保全することに努める。施設整備の際は、施設の周辺景観への影響に配慮し、住民等と合意形成を図りながら検討する。

○環境保全のための海岸管理の充実

海岸の良好な景観、多様な生物の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等の総合的な海洋環境の保全を目的として、海岸漂着物等の回収・処理方法、発生抑制対策、関係者の役割分担等、必要な対策の実施に努める。

良好な海岸環境を保全するため、海浜への車両の乗り入れ、ゴミの散乱や不法投棄、放置船及び不法占有など海岸環境を損なう行為については、海岸への立ち入り制限規制、禁止行為の設定、罰則等の対処に努め、海岸管理の充実に努める。

また、漂着ゴミや船舶からの油流出事故等が生じた場合は、関係機関や地域住民と連携・協力して、海岸に関する迅速な情報提供を行い、「かごしまクリーンアップキャンペーン」等の海岸美化運動の実施など環境保全の活動を推進する。

○環境愛護の思想の普及

多様で豊かな自然とふれあうことができる海辺の環境教育や地域住民と協同して行う清掃活動などを通じて、幅広い世代が海岸を身近に感じることができるよう海岸愛護の思想の普及を図るとともに、海岸協力団体制度の活用も図りながら、海岸愛護の活動を支援する人材の育成に努める。

2) 熊本県

○多様な生物の生育・生息環境への配慮

多様な生物の生育・生息する藻場や干潟、砂浜をはじめとした豊かな自然環境に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

なお、整備に当たっては「環境影響評価法」、「熊本県環境影響評価条例」に基づく環

境アセスメント制度や熊本県が独自に導入している「熊本県環境配慮システム」などの環境配慮の手続きを実施する。

また、防護、利用と調和を図りながら、喪失した自然の再生に向けた取組みを推進する。

○良好な海岸景観への配慮

リアス式海岸、多島海、白砂青松海岸、広大な干潟など、良好な海岸景観に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

なお、整備に当たっては、「熊本県景観条例」に基づく「公共事業景観形成指針」を遵守する。

○環境教育の展開

行政機関、地域住民、学識経験者、教育機関などの連携も図りながら、観察会、清掃活動、イベント、情報提供などを通して環境教育を展開する。

○環境保全に向けた海岸管理

海浜への車両乗り入れ、ゴミの不法投棄、油流出事故などの海岸環境に負荷を与える行為に対処するため、行政機関や地域住民などと連携を図った海岸管理に努める。



ヘラシギ



多島海景観(上天草市)

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

(1) 公衆の適正な利用を促進するための施策

沿岸域の地域特性を十分に反映するために、「鹿児島沿岸」、「熊本沿岸」のゾーニングごとの施策とする。

1) 鹿児島県

○多様な海岸利用活動への配慮

沿岸域では、漁業・港湾等の産業活動、海水浴・マリンスポーツ等の海洋性レクリエーション、祭り・イベント等の多様な利用が行われており、これらのニーズに対し、海岸保全施設整備を行う際は、十分に配慮する。

○海辺における快適性・利便性の向上

誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸空間を目指し、必要に応じて水際線へのアクセス路や休憩施設、案内標識等の利便施設の整備等にユニバーサルデザインを採用し、海辺における快適性と利便性の向上に努める。また、高潮や津波の浸水の恐れがある災害時に、円滑な避難が可能となるよう配慮する。

○日常的な海岸管理や海岸利用の適正化

多様な海岸利用に対する適正化を促すため、地域と連携しながら日常的な海岸管理を行いつつ、地域特性や利用特性に応じたマナー向上のための啓発活動やルールづくりなどの推進を図る。

○学習の場としての提供

海辺の自然体験学習、海岸防災学習など、地域住民や子供たちの総合的な学習の場としての活用を推進し、自然に対する感性、大切に思う心や海岸への愛着を育む。このため、海とのふれあいの場の確保や豊かな自然環境を利用したプログラム整備等、海岸利用の支援に努めるものとする。

○海岸情報の提供による利用推進

海岸の利用を推進するため、観光関係機関や市町村との連携と協力を図り、パンフレット、インターネット、ポスター等の手段により、各種イベント、海岸利便施設の状況、海岸へのアクセス、気象海象情報等の情報提供に努める。

○多様な観光資源を活かした魅力ある海岸域の形成

八代海沿岸には、雲仙天草国立公園に見られる豊かな自然環境や、海水浴や観光漁業、海中観察など、様々な海洋性レクリエーションなど多様な観光資源が存在する。これらの既存の観光資源を活かし、調和のとれた海岸を演出し、沿岸地域との連携を進めて滞在型ないしは周遊型の観光地域の形成を支援する。

2) 熊本県

○多様な海岸利用への配慮

漁業、レジャー・スポーツ、憩いの場、学習の場、レクリエーション活動の推進などの多様な海岸利用に配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

○海岸における快適性・利便性の向上

誰にでも利用しやすい海岸へのアクセス路、水辺へ近づきやすい階段護岸等の整備、休憩施設、わかりやすい案内標識などのユニバーサルデザインを取り入れた海岸保全施設を整備するなど、海岸における快適性・利便性の向上に努める。

○海岸利用のマナー向上

誰もが快適に海岸を利用できるよう、他の利用者の迷惑となる行為の制限や海岸環境へ支障を及ぼす行為の制限など、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを進める。

海岸利用のルール等については、利用者にわかりやすく表示するとともに、利用者の啓発などにも取り組むこととする。

また、本沿岸内では県内初の拠点となる「渚の交番」を設置し、地元産食材や人材、文化などの地域資源を活用し、地域振興・魅力ある海岸づくりを図ることで利用者のマナー向上にもつなげるようにする。

○学習・教育の場としての海岸の利用

自然体験学習や防災教育など、学習・教育の場として海岸を利用する。

○情報の提供による海岸の利用促進

ホームページなどを活用し、レジャー・イベント情報やアクセス情報などの海岸に関する情報の発信・提供を行い、海岸の利用を促進する。



海水浴場(御立岬公園)



マナー向上のための看板

第二章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

本計画の第一章で定めた「海岸保全に関する基本的な事項」を推進するため、海岸保全施設の整備について、以下の事項を別表及び別図に記載する。

地域の状況変化や社会経済状況の変化などに加え、海岸保全に関する技術開発の進捗なども考慮しつつ、海岸保全施設の整備内容に関して、別表及び別図を適宜見直すものとする。

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、海岸背後の宅地、農地、道路などに対して被害の発生が想定されるなど、海岸保全施設の新設、改修などが必要な箇所で適切に設定するものとし、別表及び別図のとおりとする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の種類、規模及び配置などについては、海岸保全施設を整備しようとする区域において、地域の状況変化や技術開発の進捗なども考慮し、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的検討を行う。

(1) 海岸保全施設の種類

海岸保全施設の種類の種類は、海象や地形などの各種条件、環境・景観への配慮、背後の土地利用状況、周辺の整備内容などにより総合的に施設の種類を設定するものとし、別表及び別図のとおりとする。

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設の規模は、整備地区毎の施設延長及び計画天端高（代表天端高で表示）とし、別表及び別図のとおりとする。

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、施設整備を行う地区、地名及びその区域とし、別表及び別図のとおりとする。

3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域及びその状況は、海岸保全施設の整備によって高潮・高波などによる災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用状況などを示すものとして、別表及び別図のとおりとする。

4. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、定期的な巡視または点検を行い施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施して

いく。

なお、これらを実施する区間、施設の種類、規模、配置を表のように設定する。

第三章 海岸保全に関するその他の重要事項

ここでは、本計画の実施に向けて留意すべき事項について記載する。

1. 関連計画との整合性の確保

「有明海・八代海を再生するための特別措置に関する法律」により定められる県計画をはじめとして、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画などの関連する計画と調整・整合を図る。

2. 関係行政機関との連携調整

海岸に關係する行政機関と十分な連携と緊密な調整のもと、効率的・効果的な事業実施を図る。

3. 地域住民の参画と情報公開

海岸保全基本計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会などだけでなく、海岸保全基本計画が実効的かつ効果的に執行できるよう、策定段階、実施段階を通じて適宜、地域住民の参画を得る。

また、事業計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する効果や影響を必要に応じて示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

4. 計画の見直し

本計画で定めた事項については、地域の状況変化や社会経済状況の変化などに応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容などを点検し、適宜見直しを行う。